

都市整備局所管の外郭団体の合併について

「一般社団法人横浜みなとみらい 21」及び「一般財団法人ケーブルシティ横浜」は、横浜みなとみらい 21 を合併存続法人として、平成 27 年 4 月 1 日（予定）に、合併（吸収合併）します。

1 経緯

H23. 2. 25	横浜市外郭団体等経営改革委員会（総務局所管）から参考意見 「組織の統合も視野に入れて検討することが必要である」
H24. 3. 15	建築・都市整備・道路委員会へ報告 「ケーブルシティ横浜は横浜みなとみらい 21 へ統合します」
H24. 3～ H26. 11	本市及び両団体の 3 者で、統合手法、事業・財産・職員の承継等について、検討 両団体の理事会で、合併契約案の承認

2 合併の目的

(1) 電波障害対策事業の安定的な実施

電波障害対策事業の減少に伴い、ケーブルシティ横浜の組織も縮小されることが予測されますが、横浜みなとみらい 21 と合併することにより、長期的・安定的に対策を行います。

(2) みなとみらい 21 地区エリアマネジメントの強化

横浜みなとみらい 21 がもつ情報と、ケーブルシティ横浜がもつ放送関連ノウハウを一体化することにより、エリアマネジメントにおける情報発信力の強化を目指します。

(3) 事務の効率化

庶務・労務・経理などの総務管理部門を中心とした事務の効率化や、事務室賃料などの経費の削減をはかります。

3 合併後に存続する法人

- ・名称：一般社団法人横浜みなとみらい 21
- ・事業：従前からの①みなとみらい 21 地区のエリアマネジメント事業等に加え、ケーブルシティ横浜から②電波障害対策事業、③コミュニティチャンネル放送事業を承継します。
- ・財産：ケーブルシティ横浜の財産を引き継ぎます。電波障害対策事業、公益目的事業に充当されるものとして、適正に管理します。
- ・職員：雇用確保が必要なケーブルシティ横浜の職員は、全員、横浜みなとみらい 21 が承継します。

4 今後の流れ

- (1) 平成 26 年 12 月に、横浜みなとみらい 21 の社員総会で合併契約及び定款変更について、ケーブルシティ横浜の評議員会で合併契約について、それぞれ審議予定です。
- (2) その後は、平成 27 年 4 月 1 日（予定）へ向けて、公告等の債権者保護手続、神奈川県知事への認可申請、合併後は、県知事への合併の届出、登記等の手続を行います。

【参考】

平成26年12月1日現在

名称	横浜みなとみらい21（存続法人）	ケーブルシティ横浜（消滅法人）
設立年月日	平成21年2月23日	平成5年6月30日 (平成25年4月1日 一般財団法人化)
理事長	友田 勝己	舟田 英一
基本財産等	基金 2億8,500万円 (うち市拠出 1億円)	基本財産 1億7,000万円 (うち市出資 4,000万円)
会員等	社団 (会員 117団体)	—
目的(定款)	みなとみらい21地区のエリアマネジメントを实践することにより、当地区の魅力をも高め、質の高い都市環境の維持・向上を図る。	みなとみらい21地区等における中高層建築物等の建設を原因とするテレビジョン放送の受診障害の解消を図るとともに、テレビジョン放送の再送信、自主放送番組の提供、通信事業等に関する業務を行う。
事業	MM21地区のエリアマネジメント等	1 MM21地区等の中高層建築物を原因とする電波障害対策事業 2 コミュニティチャンネル放送事業
役職員	理事10人、監事2人 職員 9人 (ほか 嘱託2人、契約・派遣6人)	理事4人、監事2人 職員5人 (ほか再雇用嘱託1人、嘱託1人(定年予定))
市補助金	7,200万円 (平成26年度予定)	なし